公 告 第 ６ ６ 号
令和元年11月12日

# 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第４０４会計隊湯布院派遣隊長 山内　俊英

１ 工事概要

(1) 工事名　　湯布院隊員浴場改修工事

(2) 工事場所　大分県由布市湯布院町川上941
陸上自衛隊湯布院駐屯地

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

ア 建築改修工事
防水改修工事、浴槽改修工事、建具改修工事、内装改修工事

イ 排水設備改修工事
中継槽設置、排水管新設

ウ 電気設備改修工事
既設木柱（８ｍ）撤去、既設及び新設ポンプ用配線工事、浴場灯取替、既設及び新設ポンプ用配管工事、設置工事（Ｄ種）

(4) 工期　令和２年３月３１日まで

(5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(6) 現場説明会は実施しない。ただし、現場確認を希望する者は別途調整を行なうこと。

２ 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」、「電気工事」及び「管工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

がなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）がＤ等級以上、「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）及び「管工事」係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）がＣ等級以上であること。

(5) 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、建築一式工事又は電気工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

(6) (5)の施工実績が工事成績評定対象工事の場合は工事成績通知書又は工事成績通知書の評定点合計（以下評定点合計という。）が65点以上の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

平成１６年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．3．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(11) 九州防衛局管轄内（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）のいずれかに建築一式工事業等の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札及び契約事項に関する事項

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941

陸上自衛隊湯布院駐屯地第４０４会計隊湯布院派遣隊 契約班

担当 江田

TEL 0977-84-2111(内線348)

FAX 0977-84-2117

イ 仕様書及び現場確認に関する事項

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊 営繕班

担当 佐藤

TEL 0977-84-2111(内線368)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和元年11月13日から同年12月４日まで(行政機関の休日に関する 法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前８時15分から午後５時まで(正午から午後１時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)アの担当部署において交付を行う。

ウ 郵送による交付を希望する場合は、実費負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和元年12月４日 午後５時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

ウ 提出期限後も随時受け付けるが、審査が終了していない場合は競争に参加できない。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和元年12月16日 午後５時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時 令和元年12月17日 午後２時

イ　場所 陸上自衛隊湯布院駐屯地広報館

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除　ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

(4) 入札の無効について

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著く不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格もって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) **代表者以外のものが入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。**

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記３(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。